

遷延性意識障害患者にみられた陳旧性関節突起骨折の1例

○安田 順一¹、竹中 俊介²、豊島 義哉²、篠田 淳²

¹朝日大学 歯学部 口腔病態医療学講座 障害者歯科学分野、²木沢記念病院 中部療護センター

【緒言】 遷延性意識障害患者は、救命処置が優先されるため口腔領域の疾患の治療は遅れることがある。今回、陳旧性関節突起骨折に対する非観血的処置を経験したので報告する。

【症例】 27歳男性。閉口不能のため治療依頼された。自動車事故により他院に搬送されたが、頭部外傷後遺症による遷延性意識障害の状態ですでに18か月後に木沢記念病院中部療護センターに転院した。前医での咬合状態は不明で、転院時はすでに開咬状態であったという。両側顎関節脱臼が疑われ、徒手顎関節整復術が試みられたが整復困難なため、朝日大学歯学部附属病院に紹介された。前歯部は開咬状態で、口唇閉鎖不全であった。両側関節突起の吸収がCTで観察され、最終的に陳旧性関節突起骨折と診断した。

【経過】 徒手顎関節整復術を試みたが改善せず、顎間牽引術を施行した。1週間後には咬合状態は改善傾向であったが、牽引を中止すると下顎後退するため、約7か月間牽引を継続した。牽引除去後は、下顎の後退を予防するためスリーププリントを装着した。牽引除去後に保存的歯科治療と抜歯2歯を行った。全ての処置は、歯科医師がセンターに訪問して行った。

【考察】 遷延性意識障害患者における、陳旧性関節骨折の報告は少ない。生命が危ぶまれるような交通事故症例では、全身状態の改善が優先されるため顎口腔領域については精査されていない場合もあるようである。本症例は、受傷時に関節突起の異常や咬合異常を来していた可能性が高いが詳細は不明である。早期に歯科医師が関与する事で、顎関節機能異常の発見に寄与できることが示唆される。

【結語】 遷延性意識障害患者にみられた陳旧性関節突起骨折の1例を経験したので報告する。